

行政委員会の非常勤委員の 報酬の在り方に関する提言

平成23年1月25日
京都府特別職報酬等審議会

1 はじめに

京都府特別職報酬等審議会では、平成22年8月30日に京都府知事から、行政委員会の非常勤委員の報酬の在り方について、提言の依頼を受けたところである。

京都府における行政委員会の非常勤委員の報酬は、教育委員会・公安委員会・選挙管理委員会・監査委員・人事委員会・労働委員会・収用委員会については、月額により、海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会については、日額により支給されている。

しかしながら、月額により支給することについて、京都府を含む多くの地方公共団体で住民監査請求や住民訴訟が提起されており、また、平成22年7月には、全国知事会行政改革プロジェクトチームが、地方自治法第203条の2第2項の趣旨を十分に踏まえ検討を進めるべきであり、各団体の実情に合わせ、自主的に見直しを進めるよう報告をまとめたところである。

地方自治法第203条の2第2項は、「非常勤職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定しており、日額による支給が基本となるが、これによらない支給とする場合の具体的な適用基準は定められていない。

一方、行政委員会委員は、専門的な識見を有する者等から選ばれ、地方公共団体の長の部局から職務上独立して事務を管理し執行する執行機関としての責任を負っており、附属機関や審議会等の委員とは異なる職務・職責、勤務の実態となっている。

こうした状況の下で、平成21年度以降に報酬の在り方を見直した都道府県は14団体あり、全ての委員会について日額方式とした団体は1団体、一部の委員会について日額方式とした団体は9団体、全ての委員会について日額・月額の併給方式とした団体は3団体、一部の委員会について日額・月額の併給方式とした団体は1団体となっており、支給方法が分かれているところである。

本審議会においては、地方自治法第203条の2の趣旨、全国知事会の報告、他の都道府県の状況、判決の状況等を踏まえつつ、各行政委員会ごとに異なる具体的な職務・職責や委員の勤務態様・勤務量等の実態を把握・検証する中で、今日的視点から慎重に審議を重ねてきたところであり、この度、行政委員会の非常勤委員の報酬の在り方について提言を行うものである。

2 見直しの方向性

(1) 支給方法の在り方

(基本的な考え方)

行政委員会の非常勤委員の報酬の支給方法については、

地方自治法が、非常勤職員の報酬は、勤務日数に応じて支給することを原則としていることから、日額による支給が基本となる。

行政委員会委員には、他の非常勤職員とは異なる執行機関としての職務・職責と勤務の実態があることから、その報酬については、各委員会の職務・職責の内容・性質等を考慮するとともに、次のことを踏まえ、日額によらない支給も可能とする。

ア 委員会等（委員会の定例会・臨時会、府議会の本会議・委員会、全国・府内等の会議・研究会、式典等）への出席の程度

イ 議案の審議等に向けて必要となる準備や委員会等に付随して行われる協議・調整等の委員会等への出席以外の業務への従事の程度

(支給方法)

日額方式は、職務・職責が限定的な委員会であって、委員の委員会等への出席及びこれ以外の業務への従事が比較的少ない場合に、日々の活動に対して支給する。

日額によらない支給方法としては、他の都道府県の状況を踏まえると、月額方式又は日額・月額の併給方式が考えられる。

このため、当審議会において日額・月額の併給方式について検討を行ったが、この方式は、地方自治法が勤務日数に応じた日額による支給を基本としていることから、委員会等への出席に対して日額報酬を支給するとともに、これ以外の恒常的な職務・職責等に対して月額報酬を支給するものであるが、他の職においても例がなく、支給額の水準について一般的な基準を設定することは難しく、現時点において導入することは適当でないと考えられるので、月額方式によることが適当である。

(月額の適用基準)

月額方式は、

委員の委員会等への出席及びこれに向けて必要となる準備や協議・調整等の業務への従事が基本的に毎週あるもの

行政的権限と立法的権限又は司法的権限を行使しており、職務・職責が恒常的かつ広範な委員会

である場合に適用することが適当である。

(各行政委員会への適用)

上記基準に照らして考えると、選挙管理委員会委員・収用委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会については、地方自治法の原則どおり、日額方式とすることが適当である。

また、教育委員会・公安委員会・選挙管理委員会委員長・監査委員・人事委員会・労働委員会については、委員（委員長・会長を含む。）の委員会の定例会・臨時会、府議会の本会議・委員会等への出席及びこれに向けて必要となる準備や協議・調整等の業務への従事が基本的に毎週あり、恒常的かつ広範な職務・職責を有していることから、月額方式とすることが適当である。

<各行政委員会の職務・職責、勤務状況>

教育委員会は、教育に関する基本方針等の策定、学校等の設置・廃止、教員の採用、通学区域等の教育委員会規則の改正等の教育全般に関する業務を担っており、恒常的に職務・職責を有し、また、委員長及び委員の委員会、府議会、府内の校長会議・研究会、全国・近畿の会議等への出席及びこれに向けた準備、協議等の業務への従事が基本的に毎週ある。

公安委員会は、交通規制、暴力団指定、暴力的要求行為等に対する措置命令、運転免許・風俗営業等の許可・取消、交通規則等の公安委員会規則の改正、免許取消等の不服審査等の警察全般に関する業務を担っており、恒常的に職務・職責を有し、また、委員長及び委員の委員会、府議会、府内の協議会、全国の会議、式典等への出席及びこれに向けた準備、協議等の業務への従事が基本的に毎週ある。

選挙管理委員会は、選挙事務の管理執行、啓発計画の策定、選挙人名簿登録、政治活動用ボスターの規制、選挙管理委員会規程の改正、選挙効力等の異議申出の審査等の選挙事務全般に関する業務を担っており、恒常的に職務・職責を有し、また、委員会、府議会、府内の協議会、全国・近畿の会議・研修会、選挙の説明会等への出席及びこれに向けた準備、協議等の業務があるが、それらの業務への従事が、委員長は基本的に毎週あるが、委員は基本的に毎週ない。

監査委員は、府の財務執行や経営管理の定期・随時監査、決算審査、現金出納検査、府の出資団体・補助金交付団体等の監査、府民簡易監査、住民監査請求の監査等の府の財務執行等全般に関する業務を担っており、恒常的に職務・職責を有し、また、委員の委員会、府議会、定例・随時監査、決算審査、全国・近畿の会議等への出席及びこれに向けた準備、協議等の業務への従事が基本的に毎週ある。

人事委員会は、職員の人事行政全般に関する研究・報告・勧告、教員以外の職員の採用・昇任選考、職員の給与・勤務時間・休暇等の人事委員会規則の改正、不服申立ての審査等の人事行政全般に関する業務を担っており、恒常的に職務・職責を有し、また、委員長及び委員の委員会、府議会、採用面接試験、全国・近畿の会議・研究会等への出席及びこれに向けた準備、協議等の業務への従事が基本的に毎週ある。

労働委員会は、不当労働行為の調査・審問・命令等、労働争議・個別労働関係紛争のあっせん、労働組合の資格審査等の労働関係の業務を担っており、申請等の件数が多く、恒常的に職務・職責を有し、また、会長及び委員の総会、あっせん・審問・調査、全国・近畿の会議・研究会等への出席及びこれに向けた準備、協議等の業務への従事が基本的に毎週ある。

収用委員会は、土地収用の申請に対する裁決などの業務を担い、司法的権限のみを行使しており、また、会長及び委員は、委員会、全国・近畿等の会議・研究会等への出席及びこれに向けた準備、協議等の業務に従事しているが、近年、申請等が少ない状況にあって、それらの業務への従事が基本的に毎週ない。

海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は、海面及び内水面における漁場計画の作成・漁業権の免許等に関する答申、水産動植物の採捕に関する制限・禁止等の指示等の漁業調整等の業務を担っており、また、会長及び委員は、委員会、全国等の会議等への出席及びこれに向けた準備、協議等の業務に従事しているが、それらの業務への従事が基本的に毎週ない。

(2) 日額の水準の在り方等

選挙管理委員会委員並びに収用委員会会長及び委員に支給する日額の水準については、会長は、同じ執行機関である常勤代表監査委員の給料月額を基礎として、土・日曜日を除く21日（一般職の手当算定時の1か月当たりの勤務日数）で除して得た額を基本とし、委員は、会長との職務・職責の差等を考慮して、会長の額に0.9（現行月額の差）を乗じて得た額を基本とすることが適当である。

この算定方法は、行政委員会委員が常勤・非常勤を問わず、執行機関としての職務・職責を負っており、常勤委員の給料月額を日割計算することに合理性があり、日額に見直した団体の多くが導入している方法であり、また、この方法による支給額は、政令指定都市を抱える見直し団体の支給額や国の非常勤職員の報酬上限額との均衡が図れるなど、適切な水準である。

また、日額の支給対象業務については、勤務実績に応じた支給という観点から、委員会等への出席のほか、委員会等に付随して行われる協議・調整等の委員会等への出席以外の業務で、客観的・具体的に確認できるものについて、支給対象とすることが適当である。

3 まとめ

今回の提言は、見直しの方向性を示すものであり、京都府においては、この提言を踏まえて検討され、所要の見直しをすべきものとする。

なお、今後、社会情勢の変化等を踏まえ、府民から支持される納得性の高い制度であるよう、常に点検・検討を行っていくことが必要である。

参考 1

非常勤委員の報酬額等（現行）

	支給方法	報 酬 額	
		委員長（会長）	委 員
教育委員会	月 額	306,900円	279,000円
公安委員会		279,000円	269,700円
選挙管理委員会		279,000円	232,500円
監査委員		—	識見選任 269,700円 議員選任 102,300円
人事委員会		279,000円	269,700円
労働委員会		279,000円	公益委員 269,700円 その他委員 251,100円
収用委員会		213,900円	186,000円
海区漁業調整委員会	日 額	14,800円	13,900円
内水面漁場管理委員会		14,800円	13,900円

参考 2

京都府特別職報酬等審議会委員名簿

会 長	井 村 裕 夫	元 京都大学総長
会長職務代理	木 田 喜代江	公認会計士
委 員	安 保 嘉 博	京都弁護士会会長
委 員	久 貝 和 子	京都府連合婦人会事務局長
委 員	桑 原 仁 美	(社)京都府医師会理事
委 員	小 林 千 洋	N H K 京都放送局長
委 員	田 辺 親 男	(社)京都経済同友会代表幹事
委 員	平 井 勝	元 京都府職員労働組合執行委員長
委 員	細 田 一 三	日本労働組合総連合会京都府連合会会長

参考 3

審 議 の 経 過

第 1 回 平成 22 年 1 月 28 日	報酬の現状・沿革、他府県状況等の説明
第 2 回 平成 22 年 8 月 30 日	見直しについて「提言」を依頼 判決の状況、全国知事会の報告、他府県の見直し内容、 委員会の活動状況等の説明 見直しの必要性、見直しの方向性について議論
第 3 回 平成 22 年 11 月 26 日	各委員会の具体的な職務・職責や活動実績、判決の状 況、他府県の見直し状況等の報告 支給方法、支給額の水準などについて議論
第 4 回 平成 23 年 1 月 6 日	新たな判決、他府県の見直し内容等を報告 これまでの審議状況を踏まえ、支給方法の適用基準、 各行政委員会における支給方法と支給額の水準等、提言 案の取りまとめに向けた基本的な内容を確認・審議